

令和元年度 第8回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和元年 11月26日 (火)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	令和元年 11月26日 午後 1時 34分 開 会			
	令和元年 11月26日 午後 6時 15分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	5 番	神谷 正
	2 番	謝花 喜美	6 番	比嘉 盛和
	3 番	大城 司	7 番	米須 清和
	4 番	鈴木 江美子	8 番	與那嶺 清
欠席委員番号				
議事録署名委員	5 番	神谷 正	6 番	比嘉 盛和

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和元年度 第8回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、5番 神谷 正（かみや ただし）委員、6番 比嘉 盛和（ひが もりかず）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 各種団体スポーツ大会について 報告3 新規就農相談会について 報告4 農業委員等の綱紀粛正について 報告5 台風第19号等災害義援金の募集について
議 長 （日程第4）	<p>それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第38号 農地法第3条許可の合意解約について</p> <p>議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第40号 農用地利用集積計画の意見決定について</p> <p>議案第41号 非農地証明願いについて</p> <p>議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第44号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について</p> <p>以上です。</p> <p>本日の提案された議案第38号から第44号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが24件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩（現地調査） 午後 1時 40分 再開 午後 4時 29分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第38号「農地法第3条許可の合意解約について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第38号「農地法第3条許可の合意解約について」を説明いたします。お手元の資料 1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第38号「農地法第3条許可の合意解約について」の内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第38号「農地法第3条許可の合意解約について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	これ、解約する理由はなんですか。
事 務 局	申請地番ですが、いま分筆していてそれを来月資材置き場として5条申請出す予定です。なので貸借を解約したいということで今回申請が出されています。
委 員	わかりました。
議 長	よろしいでしょうか。議案第38号「農地法第3条許可の合意解約について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第38号「農地法第3条許可の合意解約について」は異議なしと認め、可決決定いたします。

	<p>続きまして、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。お手元の資料 2ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、3ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 5ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係・所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第41号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第41号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 8ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、議案第41号「非農地証明願いについて」の内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第41号「非農地証明願いについて」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>非農地証明については、何が目的か確認し、売買目的ならちゃんと5条申請を出してもらおうよう誘導してほしい。出来れば非農地証明はあまり出たくないの…。</p>
事 務 局	<p>一応申請人の方に地目変更後売買する予定があるか確認したところ、売買する予定はないという話でした。今は非農地証明を簡単には出せなくて、長期耕作放棄地となっているからとって、すぐ非農地証明が出せるわけではないこと、地目変更して売買するなら目的を明確化し5条申請した方が許可が出やすいことを説明しています。</p>

委 員	わかりました。そういう説明をしているならいいです。
議 長	よろしいでしょうか。議案第41号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第41号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明いたします。お手元の資料 9ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
事 務 局	事務局から補足です。申請地番について農振の除外が全体見直しの時にされています。周辺は嵐山の土地改良事業が入っていて、この地番自体は第1種農地として判断されています。第1種農地は原則不許可ではあるんですけど、不許可の例外に農産物直売所があります。それに付随する駐車場、トイレについても許可の対象になるということは確認しています。
委 員	不要届も出てなかったということですか。建物部分は200㎡以下だと思うけど。その他面積も入れると500㎡近くなるけど…。
事 務 局	不要届は出されてなくて、追認という形です。この538㎡は今回分筆しており、農振の除外面積に合わせて分筆しています。
委 員	わかりました。

議 長	よろしいでしょうか。議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。 お手元の資料 10ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第43号整理番号1番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第43号整理番号1番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第43号整理番号1番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第43号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第43号整理番号2番についての説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第43号整理番号2番について説明いたします。

	<p>(議案書に基づいて議案第43号整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第43号整理番号2番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第43号整理番号2番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第43号整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第44号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第44号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料11ページをお開き下さい。</p> <p>ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは資料確認のため、休憩します。</p>
	<p>休憩 午後 4時 52分</p> <p>(資料確認及び議案第44号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」の説明)</p> <p>再開 午後 6時 12分</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・重要変更1-8から1-10については、申請理由と除外計画の内容が一致しない。もう一度内容の確認が必要なので保留。 ・重要変更1-13については、進入路部分まで農振に入れると今後困るかもしれないので、再度面積を確認するという条件付きで可決。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和元年12月23日(月)を予定しています。これにて令和元年度第8回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 6時 15分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印